

平成 29 年度 第 3 回 認定動物看護師地位向上推進協議会 議事録

日 時 平成 29 年 11 月 29 日 (水) 14 時～17 時

会 場 公益社団法人 日本獣医師会会議室

出席者

- 【委員 長】 佐々木 伸雄 一般財団法人 動物看護師統一認定機構 機構長
- 【副委員長】 横田 淳子 一般社団法人 日本動物看護職協会
- 【委 員】 酒井 健夫 公益社団法人 日本獣医師会 副会長
- 境 政人 公益社団法人 日本獣医師会 専務理事
- 中山 裕之 一般財団法人 動物看護師統一認定機構 業務執行理事
- 左向 敏紀 全国動物保健看護系大学協会 会長
- 北澤 多喜雄 全国動物保健看護系大学協会 副会長
- 下菌 恵子 一般社団法人 全国動物教育協会 会長
- 坂元 祥彦 一般社団法人 全国動物教育協会 理事
- 遊座 晶子 一般社団法人 日本動物看護職協会 副会長 (齋藤みちる委員代理)
- 【オブザーバー】 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 担当官
- 環境省 自然環境局総務課 動物愛護管理室 担当官

議 事

1 認定動物看護師の業務範囲の検討について

資料「認定動物看護師の業務範囲に関する考え方およびその例示」、「認定動物看護師の主な具体的業務の一覧」を基に、検討・修正が行われた。

- ・動物看護師の一般業務（現行法令下で、獣医師の指示・監督下で実施すべき業務）の下線部分を、「動物看護職」、「実施できる業務」に修正し、「動物看護職の一般業務（現行法令下で、獣医師の指示・監督下で実施できる業務）」とする。動物看護職と表記することで、認定動物看護師とそれ以外の者との差別化を図る。
- ・認定動物看護師の獣医療補助業務（公的資格化において規定されることが望ましい、獣医師の指示・監督下で実施できる獣医療補助業務）の下線部分を削除し、「認定動物看護師の獣医療補助業務（公的資格化において、獣医師の指示・監督下で実施できる獣医療補助業務）」とする。
- ・獣医師の獣医療業務（例示）を、「獣医師が行う獣医療業務（例示）」に修正する。

2 公明党獣医師問題議員懇話会の報告

- ・平成 29 年 11 月 20 日に行われた、公明党獣医師問題議員懇話会にて、チーム獣医療提供体制の整備・充実に向けた動物看護師の国家資格化について要請したことが、公益社団法人日本獣医師会ならびに一般社団法人日本動物看護職協会より報告された。

3 今後の予定について

- ・専修学校および大学における、教育の質確保についての取り組みと今後の方向性について報告が行われた。
- ・動物看護師養成教育の高位平準化に際し、大学と専門学校で共通の新コアカリキュラムが作成され 2019 年度より実施されることが決定した旨の報告があった。
- ・専門学校における動物看護師養成教育に関し、動物病院における動物看護総合実習にかかわるガイドライン作成の必要性が強く認識されており、平成 29 年度より 3 年間の事業として文部科学省委託事業を受託した。現在、このガイドラインの作成について検討している。
- ・今後の法整備に向けた活動の方向性について確認を行った。

4 その他

- ・次回の会議日程については、平成 30 年 2 月または 3 月開催予定とし改めて日程調整を行う。
- ・本協議会を、次年度も継続開催することが決定した。

以上